

教 県 第 2 0 2 9 号
令和5年2月15日

市町村教育委員会教育長 殿
教 育 事 務 所 長 殿
県立特別支援学校長 殿

沖縄県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

市町村教育支援委員会における委員構成と体制の再確認について（通知）

標記について、本県における委員構成と同様に、市町村における委員構成について、可能な限り就学支援に関する認識のある多様な職で構成されることが望ましいことから、下記の専門性や構成職種を参考に再確認してください。

なお、学校教育法施行令第22条の3該当者についても慎重に判定していく必要があることから、可能な限り各地区県立特別支援学校の管理職又は教員の委嘱をお願いいたします。

記

1 専門性

- (1) 医学的見地（視覚・聴覚・知的・肢体・病弱）
- (2) 学術的・実践的見地（保育・教育・心理・福祉・保健）

2 構成職種

- (1) 専門医師
眼科(視覚)、耳鼻科(聴覚)、小児精神科(知的)
整形外科(肢体)、小児内科(病弱)等
- (2) 学識経験者
大学教員、教育、心理、福祉、保健等
- (3) 関係教育機関の職員
幼・小・中・特支教員等
- (4) 関係行政機関の職員
保育所・こども園、心理、福祉、保健等

3 教育支援委員会等の機能

- (1) 各根拠等に基づいた教育的見地から、市町村内幼児児童生徒の「判定と教育措置」の決定
- (2) 必要事項等の県教育委員会等への報告・連絡・相談
- (3) その他参考情報（保育・教育・心理・福祉・保健・医療など）の収集
- (4) 教育支援委員会等機能の充実及び向上に係る研修（OJT）の実施

4 審議資料等（可能な限り準備した方がよい資料等）

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳等の更新済写し（両方所持の場合は両方）
- (2) 知能検査・発達検査結果
各検査の判定基準や特性等から、原則として、境界知能・軽度・中度の知的障害がある

児童生徒の場合や軽度の知的障害がある幼児、学習機会が限定されることが多い児童生徒（不登校など）は田中ビネー知能検査を、重度の知的障害がある児童生徒の場合や田中ビネー知能検査が実施困難な幼児は新版K式発達検査を使用する。ただし、県立特別支援学校への入学・転学を想定している幼児児童生徒の場合又は市町村教育委員会として対応できない特別な事由があり、県教育委員会と調整した場合は当分の間、暫定的に他の知能検査又は発達検査(DQ明記)の使用ができるものとする。

- (3) 社会生活能力検査結果
- (4) その他（視知覚検査、構音検査、発達障害に係る検査など）の検査結果
- (5) 学習状況、生活状況、生育歴などの調査資料
- (6) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画
- (7) その他必要な資料等

5 留意事項

- (1) 各種法令等を遵守する。
 - ・参考通知：教育相談（就学・進学・学びの場の変更）等の対応について（通知）
教県第 1074 号 令和 4 年 9 月 7 日付
- (2) 判定と教育措置に係る根拠、本人と保護者の合意・意見等を明確にする。
- (3) 実態把握を適確に実施し、指導及び支援体制を構築する。
 - ① 幼児児童生徒と教師双方の困り感を明確に区別する。
 - ② 幼児児童生徒の障害に係る要因（直接支援）と生活環境等の背景（間接支援）を明確に区別する。
- (4) 必要に応じて関係機関（保育・教育・心理・福祉・保健・医療など）と連携し、生活環境等の背景の支援を依頼する。
- (5) 各教育事務所が実施する巡回アドバイザー事業を活用し、課題解決を探る。
- (6) 必要に応じて、特別支援学校のセンター的機能を活用し、課題解決を探る。

6 参考資料（沖縄県就学支援委員会の構成）

専門医師	7名
学識経験者	6名
関係教育機関職員	3名
関係行政機関職員	1名

本件担当
教育庁 県立学校教育課 特別支援教育室
TEL：098（866）2715